

決裁 (供覧)

件名	裁判官分限事件の申立てについて			文書番号		
				最高裁人調秘第179号		
伺い文						
起案	起案日	平成30年6月13日		受付日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局人事局 調査課 分 限懲戒係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	
	起案者	石井 一朗		施行	施行処理期限日	
連絡先				施行日		
分類名称	大分類	(分限懲戒) 人事事務		行	施行先	
	中分類	分限・懲戒			施行者	
	名称(小分類)	分限裁判 (平成30年度)			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	5年
					保存期間満了時期	平成36年3月31日
決裁・供覧欄	<p>長 官</p> <p>事務総局</p> <p>(進達) 秘書課長</p> <p>人事局 総務課長</p> <p>調査課長 参事官(調査) 課長補佐(調査) 分限懲戒係</p>					
備考欄						

(名古屋高等裁判所経由)

岐阜家裁総秘第327号

平成30年6月13日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

岐阜地方裁判所長 田村 眞

裁判官分限事件の申立てについて

(裁判官の分限事件手続規則第1条第3項に基づく報告)

当裁判所は、裁判官分限法第6条に基づき、下記の裁判官について平成30年6月13日裁判官分限事件の申立てをしました。

記

岐阜地方裁判所判事 山崎 秀尚

添付書類

平成30年6月13日付け裁判官に対する懲戒申立書



平成30年6月13日

名古屋高等裁判所 御中

岐阜地方裁判所長 田 村 眞

裁判官に対する懲戒申立書

当裁判所は、裁判官分限法6条に基づき、下記の被申立人に対し、懲戒の申立てをする。

記

岐阜地方裁判所判事

被申立人 山 崎 秀 尚

申立ての理由

- 1 被申立人は、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで名古屋地方裁判所岡崎支部判事の職にあったところ、その在任期間中の平成29年4月17日から平成30年3月30日までの間に、36件の民事事件について、民事訴訟法第252条に違反して、判決書原本に基づかずに判決を言い渡したものである。
- 2 被申立人のこの行為は、裁判所法49条にいう職務上の義務に違反した場合に該当し、懲戒に付するのが相当であるので、本申立てをする。

証拠目録

- 1 被申立人の履歴書
- 2 岐阜地方裁判所長作成の報告書
- 3 名古屋地方裁判所民事首席書記官作成の報告書

籍本	現住所	出生地	年号			事項	項	庁名	氏名
			年	月	日				
								山崎 秀尚	
								昭和三十四年十一月二十日	
								旧氏名	
								出生年月日	
								内閣	
								司法試験第二次試験合格	
								司法修習生の修習終了	
								判事補に任命する	
								名古屋地方裁判所判事補に補する	
								大阪地方裁判所判事補に補する	
								大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる	
								兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する	
								大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる	
								簡易裁判所判事に兼ねて任命する	
								併簡易裁判所判事に補する	
								内閣	
								最高裁判所	
								札幌地方裁判所判事補に補する	
								兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	
								平成三二 一 一	
								名古屋家庭裁判所判事補の職務代行を命ずる	
								平成三二 一 一	
								大阪地方裁判所判事補に補する	
								平成三二 一 一	
								大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる	
								兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する	
								大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる	
								簡易裁判所判事に兼ねて任命する	
								併簡易裁判所判事に補する	
								内閣	
								最高裁判所	
								札幌地方裁判所判事補に補する	
								兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	
								平成三二 一 一	
								名古屋家庭裁判所判事補の職務代行を命ずる	
								平成三二 一 一	
								大阪地方裁判所判事補に補する	
								平成三二 一 一	
								大阪地方裁判所堺支部勤務を命ずる	
								兼ねて大阪家庭裁判所判事補に補する	
								大阪家庭裁判所堺支部勤務を命ずる	
								簡易裁判所判事に兼ねて任命する	
								併簡易裁判所判事に補する	
								内閣	
								最高裁判所	
								札幌地方裁判所判事補に補する	
								兼ねて札幌家庭裁判所判事補に補する	

		履 歴 書 用 紙		裁 判 所	
年 号	月 日	事 項	庁 名		
平成二二	四 九	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事 補につき任期終了			
"	"	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる 判事に任命する	内閣		
"	"	東京地方裁判所判事に補する			
"	"	名古屋地方裁判所判事に補する			
"	"	名古屋地方裁判所一宮支部勤務を命ずる 兼ねて名古屋家庭裁判所判事に補する			
"	"	名古屋家庭裁判所一宮支部勤務を命ずる 簡易裁判所判事に兼ねて任命する	内閣		
"	"	一宮簡易裁判所判事に補する	最高裁判所		
"	"	兼官を免ずる	内閣		
2丁					
"	"	札幌簡易裁判所判事に補する	"		
"	"	判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定に より判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所		
"	"	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	内閣		
"	"	東京簡易裁判所判事に補する			
"	"	東京地方裁判所判事補に補する			
"	"	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	内閣		
"	"	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所		
"	"	簡易裁判所判事兼判事補に任命する	内閣		
"	"	東京簡易裁判所判事に補する			
"	"	東京地方裁判所判事補に補する			
"	"	判事補兼簡易裁判所判事に任命する	内閣		

平成30年 月 日

岐阜地方裁判所長 田 村 眞

報 告 書

[Redacted text block]

[REDACTED]

C

[REDACTED]

C

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C

C

[REDACTED]

C.

[REDACTED]

C

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text block containing multiple lines of obscured content]

C

C

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

C

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

C

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

以上

C

C

平成30年 月 日

名古屋地方裁判所長 殿

名古屋地方裁判所民事首席書記官 荻野紀生

報告書

C [Redacted text block]

C [Redacted text block]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

C

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

C

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C.

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C

[REDACTED]

[REDACTED]

C

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

C

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

C

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

C

C

C

C

決裁・供覧

件名	裁判官分限事件の終局裁判について（報告）			文書番号		
				最高裁人調秘第209号		
伺い文						
起案	起案日	平成30年7月2日		受付日	平成30年6月29日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局人事局 調査課 分 限懲戒係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	
	起案者	石井 一		施行	施行処理期限日	
					施行日	
	連絡先			施行先	施行先	
					施行者	
	分類名称	大分類	(分限懲戒) 人事事務		行	取扱上の注意
		中分類	分限・懲戒			
	取扱区分	名称(小分類)	分限裁判 (平成30年度)			
秘密区分				格付け	機密性格付け	
秘密期間終了日				格付け	取扱制限	
指定事由				保存	行政文書保存期間 5年 保存期間満了時期 平成36年3月31日	
決裁・供覧欄	長官	●				
	事務総局	●				
	(進達) 秘書課長	●				
	人事局	●				
	総務課	●				
	調査課長	参事官 (調査)		課長補佐 (調査)	分限懲戒係	
		●		●	●	
備考欄						

名高裁人秘第1172号

平成30年6月29日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 原 優

裁判官分限事件の終局裁判について

(裁判官の分限事件手続規則第8条に基づく報告)

申立裁判所 岐阜地方裁判所

被申立人 岐阜地方裁判所判事

兼岐阜家庭裁判所判事

岐阜簡易裁判所判事

山崎 秀尚

当庁平成30年(分)第1号分限事件について、下記のとおり終局裁判がありました。

記

裁判所	名古屋高等裁判所
主文	被申立人を戒告する。
決定の日	平成30年6月28日



添付書類

決定写し 1通

平成30年(分)第1号

決 定

岐阜地方裁判所判事
兼岐阜家庭裁判所判事
岐阜簡易裁判所判事

被 申 立 人 山 崎 秀 尚

上記被申立人に対し岐阜地方裁判所から裁判官分限法6条の規定による申立てがあったので、当裁判所は、被申立人に陳述の機会を与えた上、次のとおり決定する。

主 文

被申立人を戒告する。

理 由

- 1 被申立人は、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで名古屋地方裁判所岡崎支部判事の職にあった者であるが、その在任期間中の平成29年4月17日から平成30年3月30日までの間に、36件の民事訴訟事件について、民事訴訟法252条に違反して、判決書の原本に基づかずに判決を言い渡したものである。

上記の事実は、被申立人の履歴書、岐阜地方裁判所長作成の報告書及び名古屋地方裁判所民事首席書記官作成の報告書により、これを認める。

被申立人の上記行為は、裁判所法49条所定の職務上の義務に違反したときに該当する。

- 2 よって、裁判官分限法2条の規定により被申立人を戒告することとし、主文のとおり決定する。

平成30年6月28日

名古屋高等裁判所特別部

裁判長裁判官 揖 斐

裁判官 高 橋 徳

裁判官 山 口 裕 太

裁判官 永 野 庄 彦

裁判官 水 谷 美 穂 子

決裁・供覧

件名	裁判官分限事件の裁判の確定について（裁判官の分限事件手続規則第8条に基づく報告）			文書番号		
				最高裁人調秘第218号		
伺い文						
起案	起案日	平成30年7月6日		受付日	平成30年7月6日	
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局人事局 調査課 分 限懲戒係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	
	起案者	石井 一哉		施行	施行処理期限日	
連絡先			施行日			
分類名称	大分類	(分限懲戒) 人事事務		行	施行先	
	中分類	分限・懲戒			施行者	
	名称(小分類)	分限裁判(平成30年度)			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分				格付け	機密性格付け
	秘密期間終了日					取扱い制限
	指定事由				保存	行政文書保存期間
						保存期間満了時期
決裁・供覧欄	長	[Redacted]				
	事務総局	[Redacted]				
	(進達) 秘書課長	[Redacted]				
	人事局	総務課	[Redacted]			
		調査課	参事官(調査)	課長補佐(調査)	分限懲戒係	
		[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	
備考欄						

名高裁人秘第1240号

平成30年7月6日

最高裁判所事務総局人事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 原 優

裁判官分限事件の裁判の確定について

(裁判官の分限事件手続規則第8条に基づく報告)

申立裁判所 岐阜地方裁判所

被申立人 岐阜地方裁判所判事

兼岐阜家庭裁判所判事

岐阜簡易裁判所判事

山崎 秀尚

当庁平成30年(分)第1号分限事件について、同年6月28日にされた裁判は、同年7月6日に確定しました。



秘書課長	参事官	補佐	係長	係
●	●	●	●	●

印刷局への官報掲載について以下のとおり依頼してよろしいか（電子入稿）。

【入稿期限 なし】

掲載項目名・件名	裁判官分限事件の裁判の公示 (名古屋高等裁判所)
原稿番号（管理番号）	第169号 (000169)
原稿枚数	3枚
掲載希望日	なし
通信欄	速やかに官報に掲載されるようお取り計らいください。掲載日が決まりましたら、御連絡くださいますようお願いいたします。事件番号の数字は全角で表記してください。
掲載依頼本文	最高裁判所官報原稿を送付しますから、速やかに官報に掲載されるようお取り計らいください。掲載日が決まりましたら、御連絡くださいますようお願いいたします。事件番号の数字は全角で表記してください。

名高裁民第224号

平成30年7月9日

最高裁判所官報報告主任

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

名古屋高等裁判所長官 原 優

官報原稿の掲載について（依頼）

裁判官分限事件の裁判の公示の原稿を別添のとおり送付しますから、官報に掲載されるようお取り計らいください。

事務連絡

平成30年7月11日

国立印刷局官報部主任専門官

最高裁判所事務総局秘書課課長補佐

官報原稿の送付

最高裁判所官報原稿を送付しますから、速やかに官報に掲載されるようお取り計らいください。掲載日が決まりましたら、御連絡くださいますようお願いいたします。事件番号の数字は全角で表記してください。

(添付ファイル)

最高裁判所000169公文官庁報告(法務).zip

公文管理項目情報

【出力日時】 201807111353
【掲載項目区分】 公文
【掲載項目名】 官庁報告(法務)
【起案元官庁名】 最高裁判所
【共同官庁名】
【管理番号】 000169
【送付区分】 新規
【前回管理番号】
【件名】 裁判官分限事件の裁判の公示
【原稿枚数】 3
【件数】 1
【掲載希望日(年)】
【掲載希望日(月)】
【掲載希望日(日)】
【通信欄】

速やかに官報に掲載されるようお取り計らいください。掲載日が決まりましたら、御連絡くださいますようお願いいたします。事件番号の数字は全角で表記してください。

【原稿指定部】 第169号(最高裁 裁判官分限 前文) .docx
第169号(最高裁 裁判官分限 本文) .doc
【PDF指定部】 第169号(最高裁 裁判官分限 前文) .pdf
第169号(最高裁 裁判官分限 本文) .pdf

169
<前文>

裁判官分限事件の裁判の公示

平成30年(分)第1号

決 定

岐阜地方裁判所判事

兼岐阜家庭裁判所判事

岐阜簡易裁判所判事

被 申 立 人 山 崎 秀 尚

上記被申立人に対し岐阜地方裁判所から裁判官分限法6条の規定による申立てがあったので、当裁判所は、被申立人に陳述の機会を与えた上、次のとおり決定する。

主 文

被申立人を戒告する。

理 由

1 被申立人は、平成26年4月1日から平成30年3月31日まで名古屋地方裁判所岡崎支部判事の職にあった者であるが、その在任期間中の平成29年4月17日から平成30年3月30日までの間に、36件の民事訴訟事件について、民事訴訟法252条に違反して、判決書の原本に基づかずに判決を言い渡したものである。

上記の事実は、被申立人の履歴書、岐阜地方裁判所長作成の報告書及び名古屋地方裁判所民事首席書記官作成の報告書により、これを認める。

被申立人の上記行為は、裁判所法49条所定の職務上の義務に違反したときに該当する。

2 よって、裁判官分限法2条の規定により被申立人を戒告することとし、主文のとおり決定する。

平成30年6月28日

名古屋高等裁判所特別部

裁判長裁判官 揖 斐 潔

裁判官 高 橋 徹

裁判官 山 口 裕 之

裁判官 永 野 庄 彦

裁判官 水 谷 美 穂 子

裁判官会議（第16回）議事録

平成30年6月13日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

4 人事について

(1) 堀田人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、

4の裁判官の分限事件の申立てについては、報告が
された。

午前10時53分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料 第3
(6月13日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(平成30. 6.13提出)

4 裁判官の分限事件の申立てについて(報告)

岐阜地家判事・岐阜簡裁判事

山崎 秀尚(42)

裁判官会議（第18回）議事録

平成30年7月4日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

3 人事について

- (1) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の分限については、報告がされ、

午前10時50分終了

議長



秘書課長



裁判官会議付議人事関係事項(平成30. 7. 4提出)

1. 裁判官の分限について(報告)

戒告

岐阜地家判事・岐阜簡裁判事

山崎 秀 尚 (42)

裁判官会議（第19回）議事録

平成30年7月11日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、山口、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

3 人事について

(1) 堀田人事局長から、資料第3に基づき、人事関係事項について説明があり、

4の裁判官の分限の裁判の

確定については、報告がされ、

午前11時41分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料 第3
(7月11日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(平成30. 7. 11提出)

4 裁判官の分限の裁判の確定について（報告）

戒告

岐阜地家判事・岐阜簡裁判事

山崎秀尚(42)